

悪臭防止法における規制基準

昭和 48 年 6 月 1 日 告示第 641 号
改正 平成 24 年 3 月 30 日 告示第 562 号
令和 2 年 3 月 31 日 告示第 403 号

規制地域：瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
(特別区・市については、指定地域、基準を各区市で設定しています)



規制基準

規制基準の区分\区域の区分			第一種区域	第二種区域	第三種区域
敷地境界線			臭気指数 10	臭気指数 12	臭気指数 13
煙突等 気体 排出口	15m未満の施設 排出口の実高さ	排出口の口径 0.6m未満	臭気指数 31	臭気指数 33	臭気指数 35
		排出口の口径 0.6m以上 0.9m未満	臭気指数 25	臭気指数 27	臭気指数 30
		排出口の口径 0.9m以上	臭気指数 22	臭気指数 24	臭気指数 27
	15m以上の施設 排出口の実高さ	排出口の実高さが周 辺最大建物の高さの 2.5 倍未満	$q_t=275\times H_0^2$	$q_t=436\times H_0^2$	$q_t=549\times H_0^2$
		排出口の実高さが周 辺最大建物の高さの 2.5 倍以上	$q_t=357/F_{\max}$	$q_t=566/F_{\max}$	$q_t=712/F_{\max}$
排水			臭気指数 26	臭気指数 28	臭気指数 29
(備考) 地域区分詳細			第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、 第二種住居地域 準住居地域、 及び田園住居地域 無指定地域（第二種区域及び 第三種区域に該当する区域 を除く）	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 これらの地域に接する地 先及び水面	工業地域、 工業専用地域、 これらの地域に接する 地先及び水面

備考

- 臭気指数とは、臭気濃度（臭気のある空気を臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいい、三点比較式臭袋法により求める。）の常用対数値に 10 を乗じた数値（臭気指数＝10×log 臭気濃度）。
- q_t は、排出ガスの臭気排出強度（単位 m^3N/min ）を表す。
 $q_t = \text{臭気濃度} \times \text{乾き排出ガス量} (m^3N/min)$
- H_0 は、排出口の実高さ（単位 m）を表す。
- $F_{\max}$ は、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値（単位 s/m^3N ）で、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 1 号に規定する方法により算出された値を示す。
- 周辺最大建物は、対象となる事業場の敷地内で排出口から当該建物の高さの 10 倍の距離以内に存在するもののうち、高さが最大のものをいう。
- 排出口の口径は排出口の開口部の口径を表す。排出口の形状が円形以外の場合の口径は、その断面積と等しい円形の直径とする。

(参考：測定業者の紹介等 公益社団法人におい・かおり環境協会 Tel.03-6233-9011)